

質 問 及 び 回 答

令和2年9月30日公表

No	該当文書及び項目番号	質問	回答
1	参加申込書の添付書類について (6参加申込書の提出(4)受付方法に記載の添付書類 ①、④、⑥、⑦)	<p>実施要領中、「6参加申込書の提出(4)受付方法に記載の添付書類①履歴事項全部証明書、④印鑑証明書」について、10月1日付けにて弊社代表取締役が交代し、9月30日に登記申請を行うため、ご提出期限である10月9日までにご用意することができません。つきましては、一旦現行の物をご提出させていただき、後日、変更登記後の物にお差替えさせていただくことで差し支えないでしょうか。</p> <p>また、⑥宅地建物取引業免許証(写)、⑦一級建築士事務所(写)につきましては、代表者変更登記が完了した後に変更手続きを行いますため、同様に一旦現行の物をご提出させていただき、後日、お差替えさせていただくことで差し支えないでしょうか。</p> <p>加えて、⑦一級建築士事務所(写)については、現在、本社移転に伴う本店所在地の変更届出を行っているところですが、代替書類といたしまして、「建築事務所登録通知書(写)」、「受付印押印済みの建築士事務所登録事項変更届(写)」に替えさせていただくことで差し支えないでしょうか。</p>	差し支えない。
2	業務実績書の添付書類について (9企画提案書の提出について(1)提出書類 ③)	<p>実施要領中、「9企画提案書の提出について(1)提出書類に記載の③業務実績書(様式第7号)に添付する「実績を示す資料(報告書の概要等)」」につきまして、「契約書」や「業務完了報告書」の写しで差し支えないでしょうか。又は、発注時の仕様書の写しでも差し支えないでしょうか。</p>	差し支えない。
3	売却可能性調査等業務の実施内容について (仕様書 4委託業務の内容、実施要領 2内容・期間・条件等)	<p>仕様書中、「4委託業務の内容(1)売却可能性調査等業務②物件調書作成業務」について、「(3物件想定)」と記載がございますが、一方で、実施要領中、「2内容・期間・条件等(5)提案限度額②売却支援業務」の記載には、「委託期間中の各年度内に2回(初年度除く。)を目的に市が対象物件の公募売却を実施した結果・・・」と記載がございます。</p> <p>翌年度以降の公募売却実施の際には、物件調書作成業務が別途発注されるという解釈で差し支えないでしょうか。</p> <p>また、同様に看板製作設置につきましても仕様書中、「4委託業務の内容(1)売却可能性調査等業務③看板製作設置」においては「(3基製作)」と記載がございますが、翌年度以降の公募売却実施の際には、看板製作設置業務が別途発注されるという解釈で差し支えないでしょうか。</p>	物件調書作成業務については、対象物件一覧表にある物件のみとし、看板製作設置については、市が選定した物件3基の作成のみとする。